

令和 8 年 6 月 26 日

令和 8 年度第 1 回三重地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記 5 によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和 8 年 7 月 14 日 (火) 午後 1 時 30 分から
- 2 場 所 津市島崎町 3 2 7 番地 2
津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 議 題
 - (1) 三重地方最低賃金審議会運営規程について
 - (2) 三重県最低賃金の改正決定について (諮問)
 - (3) 三重県最低賃金専門部会の設置について
 - (4) 令和 8 年度における三重地方最低賃金審議会審議日程等について
 - (5) 三重県最低賃金の改正決定における審議の進め方について
 - (6) 三重県最低賃金改正諮問後における関係労使の意見聴取について
 - (7) 令和 8 年度における特定 (産業別) 最低賃金の金額改正に関する意向表明について
 - (8) その他
- 4 傍聴者 8 名まで
- 5 要 領
 - (1) 傍聴希望者は、住所、氏名、電話番号及び所属を記入の上、電子メール又ははがき等 (返信先を明記) にて下記の宛先までお申し込みください。
お申し込み締め切り日時は、令和 8 年 7 月 8 日 (水) 15 時 (必着) です。

〈申し込み先〉
三重労働局労働基準部賃金室
〒514-8524
津市島崎町 3 2 7 の 2 津第二地方合同庁舎
電子メール : chinginshitsu-miekyoku@mhlw.go.jp
 - (2) 会場収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合は抽選とさせていただきます。
抽選の結果、当選された方には後日電子メール又は封書により通知書を送付いたしますので、当選された方は、当日その通知書を持参してください。
 - (3) 当日は、審議会の開始 10 分前までにお越しください。審議会開会後の入室は認められませんので御注意ください。
なお、当日、御本人確認をさせていただく場合がございますので、傍聴者御本人であることがわかるもの (運転免許証等) をお持ちください
- 6 その他
 - (1) 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
 - (2) 車椅子をご使用の方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。
また、介助者が御同行の場合には、その方の氏名も併せてお書き添えください。

担当 : 三重労働局労働基準部賃金室

TEL 059-226-2108

審議会傍聴に当たっての遵守事項

感染症の拡大防止のため、以下の事項についてご協力をお願いします。

- ・当日は手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底にご協力をお願いします。
- ・会議室入口に消毒用アルコールを設置しますので、手指の消毒にご利用ください。
- ・発熱等の風邪の症状が見られる方は、傍聴をお控えいただくようお願いします。

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した席以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話・スマートフォン等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影や、ビデオカメラ・音声レコーダー・盗聴マイク等の使用はご遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場内に持ち込めません。
- 8 ヘルメット・はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内には持ち込めません。
- 9 他者に危害を与えるような危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び三重地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主宰者は、その者を退場させることがあります。

三重地方最低賃金審議会